

平成28年第12回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年12月26日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸	8番 田中 喜義	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	(欠席)
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	13番 東 克芳	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

(2) 欠席委員

16番 新谷 義治

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第34号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

- (1) 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第35号 農地法施行規則該当転用届について
- (3) 報告第36号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
- (4) 報告第37号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 10:00 閉会 10:40

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第12回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号15番 森山 博 委員 及び 議席番号17番 田上 正男 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第32号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。議案第32号の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は、門前町地原〇〇の田1,353㎡で譲受人は門前町定広の〇〇さん、譲渡人は門前町地原の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は2,366㎡で耕作者数は2名です。 申請番号2番です。土地の所在は、門前町地原〇〇の田803㎡で譲受人は門前町地原の〇〇さん、譲渡人は門前町定広の〇〇さんです。譲受人

	<p>の耕作面積は 37,870 m²で耕作者数は 1 名です。申請番号 1 番と 2 番については交換によるものです。</p> <p>なお、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番と 2 番について地区担当委員議席番号 4 番 山本秀夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
山本委員	<p>はい、4 番山本です。先日本人から聞き取りしてきました。1 がんと 2 番で〇〇さんと〇〇さんが交換したものでした。2 番の〇〇さんの田ですが地原地内にあり定広からは 1 k m くらいあり管理がしにくいと考えていたところ場所が良く、面積は倍くらい違うのですが田を集積でき、また通うのに近いことから交換することになったようです。所有者が変わることによって周辺の農地に影響はないのですが、高齢者であることから近くで集積したいとの事でした。以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 3 2 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 3 2 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 3 3 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案第 33 号の農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p>

	<p>申請番号 1 番です。土地の所在は、中段町〇〇の田 76 m²で譲受人は輪島崎町の〇〇さんほか 1 名、譲渡人は中段町の〇〇さんです。転用目的は住宅建設敷地です。</p> <p>以上 1 筆 76 m²で内訳は田が 76 m²です。</p> <p>申請地は用途地域が設定されている事から第 3 種農地と考えており、原則許可となっております。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>議席番号 1 番坂下です。申請地について 22 日に森谷職務代理、新澤運営委員、岩坂運営委員、事務局坂出、譲渡人、坂下で現地を確認してきました。この場所は 6 月に一度見てきた場所で小さいところだなと思っていましたら、入り口を確保せず建てる状況のようで急遽申請に至ったようです。それで入り口を作らないことには入る事ができませんのでこれで良いのではないかと思います。私からの報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 3 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 3 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第 3 4 号】の農地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 8 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は 7 件です。まず農地中間管理機構への利用権設定</p>

について説明します。

申請番号1番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は三井町興徳寺の〇〇さんで土地の所在地等は三井町興徳寺〇〇の田 652 m²の新規で契約期間が平成 29 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 10 年間で使用貸借権の設定です。

申請番号2番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は三井町興徳寺の〇〇さんで土地の所在地等は三井町興徳寺〇〇の畑 744 m²、同じく〇〇の田 700 m²です。全て新規で契約期間が平成 29 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 10 年間で使用貸借権の設定です。

申請番号3番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は三井町興徳寺の〇〇さんで土地の所在地等は三井町興徳寺〇〇の田 593 m²です。全て新規で契約期間が平成 29 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の賃貸借権の設定です。

申請番号4番です。利用権の設定をうける者は金沢市のいしかわ農業総合支援機構です。利用権を設定する者は門前町道下の〇〇さんで土地の所在地等は門前町道下〇〇番の田 1,288 m²、同じく〇〇の田 784 m²、同じく〇〇の田 947 m²、門前町道下〇〇の田 663 m²です。全て新規で契約期間が平成 29 年 2 月 1 日から平成 39 年 1 月 31 日までの 10 年間で 10 a あたり 30kg の賃貸借権の設定です。

10 ページをお開き下さい。機構経由以外のものになります。

申請番号5番です。利用権の設定をうける者は門前町和田の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町吉浦の〇〇さんです。土地の所在地は町野町吉浦〇〇の田 329 m²、同じく〇〇の田 354 m²です。全て新規で契約期間が平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 4 年間の使用貸借権の設定です。

申請番号6番です。利用権の設定をうける者は門前町和田の〇〇さんで、利用権を設定する者は鳳珠郡穴水町の〇〇さんです。土地の所在地は町野町吉浦〇〇の田 960 m²の新規で契約期間が平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 4 年間の使用貸借権の設定です。

申請番号7番です。利用権の設定をうける者は門前町和田の〇〇さんで、利用権を設定する者は門前町吉浦の〇〇さんです。土地の所在地は

	町野町吉浦 2 字 16 番の田 434 m ² の新規で契約期間が平成 29 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 4 年間の使用貸借権の設定です。
議 長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
石倉委員	内容的にどうこうと言う事ではないのですが、番号 1, 2, 3…の下にある番号はなんでしょうか。
事 務 局	1, 2, 3…についてはその月の申請番号です。下の 811 や 324 などについては委員会での受付番号になります。
石倉委員	今までの累積の番号でしょうか。
事 務 局	単年の番号となり、一年ごとの番号です。
議 長	ほかにございませんか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 3 4 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 3 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 3 4 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 13 ページをお開きください。報告第 34 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 5 件です。 1 番です。土地の所在は門前町薄野〇〇の田 138 m ² ほか 2 筆 226 m ² で内訳は田が 226 m ² です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 11 日で届出事由は相続です。 2 番です。土地の所在は西脇町〇〇の田 241 m ² ほか 14 筆 3,865 m ² で内

訳は田が 9 筆 2,956 m²で畑が 6 筆 909 m²です。相続人は西脇町の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 15 日で届出事由は相続です。

3 番です。土地の所在は町野町西時国〇〇の畑 1,303 m²ほか 7 筆 4,073 m²で内訳は田が 3 筆 2,358 m²で畑が 5 筆 1,715 m²です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 28 日で届出事由は相続です。

4 番です。土地の所在は町野町西時国〇〇の畑 72 m²ほか 3 筆 936 m²で内訳は畑が 4 筆 936 m²です。相続人は町野町西時国の〇〇さんで届出日は平成 28 年 11 月 28 日で届出事由は相続です。

5 番です。土地の所在は町野町大川〇〇の畑 833 m²ほか 3 筆 2,044 m²で内訳は田が 1 筆 537 m²で畑が 3 筆 1,507 m²です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 12 月 8 日で届出事由は相続です。

以上合計 34 筆 11,144 m²で内訳は田が 6,077 m²、畑が 5,067 m²です。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 それでは【報告第 3 4 号】を終わります。
次に【報告第 3 5 号】の農地法の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、ご説明いたします。議案書 16 ページをお開きください。報告第 35 号農地法施行規則該当転用届です。今月は 3 件です。

1 番です。土地の所在は三井町小泉〇〇の田 723 m²のうち 9 m²で申請人は金沢市の KDDI 株式会社金沢テクニカルセンター長で利用状況は携帯電話基地局です。

2 番です。土地の所在は門前町浦上〇〇の田 853 m²のうち 120 m²で申請人は門前町浦上の〇〇さんで利用状況は農作業小屋で 200 m²以下ですので制限除外の届出となっております。

3 番です。土地の所在は門前町安代原〇〇の田 498 m²のうち 9 m²で申請人は金沢市の KDDI 株式会社金沢テクニカルセンター長で利用状況は携帯電話基地局です。

以上 3 筆 138 m²で内訳は田が 138 m²です。以上です。

議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 2 番 坂本 昭信委員よりご意見をお願いいたします。
坂本委員	はい、12 番の坂本です。現地踏査を 2 回行ってきました。申請地は図面に載っているとおり県道の道路ベリでございまして、しかも能越道の工事現場でもあります。最初 1 日に行ってききましたがその時は工事にかかるかなという現状でありました。2 回目に 20 日に行きましたら素人ですのではっきりとはわかりませんが既に完成しておりました。そういう事ですので既に用地は変わっておりまして近くの山林も伐採されておりました県道の横断の場所に近いものですから別に変わったこともありません。辺りは牧草地と山林です。以上です。
議 長	次に申請番号 2 番と 3 番について地区担当委員議席番号 1 3 番 東 克芳委員よりご意見をお願いいたします。
東 委員	はい、13 番の東です。去る 22 日に森谷職務代理、新澤運営委員、岩坂運営委員と現地確認してきました。今回の申請者は農地転用の知識がなかったという事で勝手に丸太で農作業小屋を建てようと事前着工を始めたと。その際に近くの人から指摘を受け今回の申請に至ったという事です。この農地は現状ハウスが建っていて、横に丸太小屋を建てるという事です。現地ですが三方が農道に面した田です。もう一方は高台の休耕田ですので周りに影響する事はない事を確認してきましたのでよろしく申し上げます。 それと申請番号 3 番ですが、18 日に地主の立ち会いの下、現地を確認してきました。地目は水田になっておりますけど現在は畑として耕作しております。その畑の片隅で市道と生活道に挟まれた箇所でも携帯電話の基地局が建っても周辺に影響はありません。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので【報告第 3 5 号】を終わります。

	<p>次に【報告第36号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 21 ページをお開きください。報告第36号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町寺山〇〇の田 214 m²、同じく〇〇の田 231 m²、同じく〇〇の田 277 m²、同じく〇〇の田 399 m²、同じく〇〇の田 343 m²、同じく〇〇の田 85 m²、同じく〇〇の田 231 m²、同じく〇〇の畑 142 m²、町野町寺山〇〇の田 115 m²、同じく〇〇の田 224 m²、同じく〇〇の田 449 m²、同じく〇〇の田 89 m²、同じく〇〇の田 13 m²、同じく〇〇の田 52 m²、同じく〇〇の田 3.30 m²、同じく〇〇の田 99 m²、同じく〇〇の田 82 m²、同じく〇〇の田 340 m²、同じく〇〇の田 29 m²、町野町寺山〇〇の田 390 m²、同じく〇〇の田 257 m²、同じく〇〇の田 271 m²、同じく〇〇の田 211 m²、同じく〇〇の田 254 m²、同じく〇〇の田 280 m²、同じく〇〇の田 280 m²、町野町寺山〇〇の畑 360 m²、同じく〇〇の畑 69 m²、同じく〇〇の畑 16 m²、同じく〇〇の畑 12 m²、同じく〇〇の畑 264 m²、同じく〇〇の畑 95 m²、同じく〇〇の畑 257 m²、同じく〇〇の畑 231 m²、同じく〇〇の畑 168 m²、同じく〇〇の畑 119 m²、同じく〇〇の畑 284 m²、同じく〇〇の畑 152 m²、同じく〇〇の畑 370 m²、同じく〇〇の畑 29 m²、同じく〇〇の畑 19 m²、同じく〇〇の畑 13 m²、同じく〇〇の畑 224 m²、同じく〇〇の畑 155 m²、同じく〇〇の畑 9.91 m²、同じく〇〇の畑 3.30 m²、同じく〇〇の畑 3.30 m²、同じく〇〇の畑 92 m²、町野町寺山〇〇の畑 426 m²、同じく〇〇の畑 314 m²、同じく〇〇の畑 109 m²、町野町寺山〇〇の畑 89 m²、同じく〇〇の畑 42 m²で申請人は町野町広江の〇〇さんで利用状況は山林です。こちらについては山林原野化しているものとして、今回非農地証明願が出ています。</p> <p>以上合計 53 筆 9,342.81 m²で内訳は田が 5,218.30 m²、畑が 4,124.51 m²です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番については私より意見を述べます。</p>
向面会長	<p>申請地ですが、珠洲市と輪島市の境にあるような土地です。既に何十年も前から耕作をしておりません。現状は荒れ放題で一部りんごなどの果樹を植えていた形跡はあるのですがその管理もされず山の様になってい</p>

	<p>ます。その周辺の農地も皆さん耕作をしていない状況であります。申請人は寺山の集落に住んでいたんですが現在広江の郵便局の近くに家を建てて住んでいます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは【報告第36号】を終わります。 次に【報告第37号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 26 ページをお開きください。報告第37号農地改良届出についてです。今月は1件です。 1番です。土地の所在は山本町〇〇の田 621 m²、同じく〇〇の田 682 m²、同じく〇〇の田 343 m²、同じく〇〇の田 132 m²、同じく〇〇の田 29 m²、同じく〇〇の田 310 m²、同じく〇〇の田 135 m²、同じく〇〇の田 29 m²、中段町〇〇の田 138 m²、同じく〇〇の田 137 m²、同じく〇〇の田 968 m²、同じく〇〇の田 290 m²、同じく〇〇の田 674 m²で届出者は河井町の〇〇さんで、農地改良理由はメロンを栽培するため畑として利用したいとの事であり、工期及び施工内容は平成28年11月30日から平成29年3月31日までであり、盛土高はなし、施工は本人です。合計13筆4,488 m²で内訳は田が4,488 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
田中委員	<p>盛土高が未記入ですが。</p>
事 務 局	<p>今回の土地ですが以前に土地の貸借については以前の総会で承認いただきましたが、今回ハウスで作付を行うという事で畦を倒すという事もあり盛土は行わないのですが届出を行う事になりました。</p>
議 長	<p>それでは【報告第37号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>

	<p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について田上委員より報告願います。</p>
田上委員	<p>(田上委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)</p>
議長	<p>それでは第12回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

平成28年12月26日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記録 坂出和彦

輪島市農業委員会会長

署名委員 15番

署名委員 17番
